

2024年10月23日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン  
代表者名 代表取締役社長 山下一仁  
(コード番号 4668 東証プライム)  
問合せ先 上席執行役員経営企画部長 坂元 考行  
(TEL 03-5860-2111 代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年10月23日開催の取締役会において、2024年11月15日開催予定の当社第40回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会及び取締役会の柔軟かつ機動的な運営を可能とするため、現行定款の第14条及び第22条に定める株主総会及び取締役会の招集権者および議長をあらかじめ定めた代表取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。  2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>代表取締役が複数いる場合は、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u>  2 <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
第15条～第21条 (条文省略)	第15条～第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。  2 <u>取締役会長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3 (条文省略) 4 (条文省略)	(取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>代表取締役が複数いる場合は、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u>  2 <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 3 (現行どおり) 4 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年11月15日 (金) (予定)  
定款変更の効力発生日 2024年11月15日 (金) (予定)

以上